

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷九十第

行發日一月七年三十正大

論叢

所得本體の不明確又は捕捉難
に基く不公平課税の可能
……法學博士 神戸 正雄

道徳統計概論説……法學博士 財部 靜治

フォン・ウイゼの社會學論……文學博士 米田庄太郎

海運同盟に對する政策……法學士 小島昌太郎

時論

米國の排日立法より生すべき
重大なる結果……法學士 作田 莊一

說苑

諸國の自作農創定事業……法學博士 河田 嗣郎

獨逸レントン銀行に就て……法學士 大森 研造

雜錄

勞農露國に於ける幣制改革問題……經濟學士 谷口 吉彦
京都帝國大學經濟學會大會記事……委員

獨逸レンテン銀行に就て (一)

大 森 研 造

序言。第一、レンテン銀行の起源と發達。第二、レンテン銀行の基礎(以上本號掲載)。第三、持分債務者に對する課税及び徵稅。第四、レンテン銀行の機關。第五、レンテン銀行の業務。第六、レンテン銀行の純利益の處分と經營の終結。第七、レンテン銀行に關する一般的规定。結言。

序 言

獨逸の銀行貨幣制度の紊亂は既に一九一四年に其の萌芽を發して居る。即ち同年八月四日の帝國法律に因つて、獨逸帝國銀行は兌換の義務を免れ、獨逸馬克紙幣は茲に名實共不換紙幣となつたのである。其後政府が巨額の戰費と豫算の不足とを長期確定公債に依らず、主として紙幣の増發に依つて補足せしこと。前帝國銀行總裁ハーフェンスタイン氏の馬克紙幣に對する樂觀主義は政府の要求に應じて益々馬克紙幣を濫發せしこと。クローノー内閣がルール紛争を全然紙幣發行の手段に依つて處理せしこと。又一方、戰後聯盟國の要求する賠償金額の莫大なること、(既拂分、三十三億七千萬金貨馬克)。商船並に海外に於ける獨逸の企業が沒收せられたため、海外に於ける獨逸の受取勘定の激減せしこと。工業地帯を占領せられし結果國內的生産の減退せしこと。尙

ほ此他、戦後各國共に輸入税率を引き上げて外國品の輸入の防遏に努めしと、原料品購入の困難と缺乏とは、獨逸の貿易を全く閉塞不振の状態に陥らしめたこと。馬克の下落は物價及び勞賃の騰貴となり、物價及び勞賃の騰貴は更に馬克紙幣の増發を促して益々其の價値を低下せしめたこと。此機に乗じて投機業者が盛んに馬克の投機賣買をなせしこと等、政治的經濟的種々の原因が或は同時に或は追次に發生して、獨逸の貨幣銀行制度を益々危地に陥れたのである。

斯くて馬克紙幣は慘落に重ぬるに慘落を以てし、遂に一九二三年十一月二十一日には米貨一弗に對し四兆二千億馬克を稱へ、従つて生ずる物價の騰貴と不安定とは、人民をして塗炭に苦しめ、暴徒は白晝肉屋麩麵屋に闖入して掠奪を行ふに至り、帝國銀行は全く國民の怨府と化したのである。此時に當つて紊亂せる貨幣制度を破滅の淵より救ひ、溺れたる獨逸の財政並に帝國銀行に對して應急の活路を開かんがために設立せられたのが即ち獨逸レンテン銀行 (Die Deutsche Rentenbank) である。

第一、獨逸レンテン銀行の起源

獨逸レンテン銀行は獨逸國內の殆んど全般に亘る農工商及び金融業者の設立にかゝり、其の基本準備金は法律を以て此等組合員所有の土地又は經營に課したる土地債務並に債務證書であるが、其の組織内容を述べる前に少しく其の起源を攷へると、元來土地を以て貨幣發行の基礎となし、之を準備として其の價値を代表する紙幣を發行せんとする企は相當に古くより存する。

會て十七世紀の末葉に於ては、英國の議會は或る特種の土地銀行を認許し、其の銀行の發行せし證書は通貨として流通すべきものとせられ、又實際に流通するを得たが、此銀行は暫時にして消滅に歸した。亞いで十八世紀の初頭に於て、彼の有名なるジョン・ロー(John Law)が種々の計畫を策したる際にも同じく又土地に對する此種の企畫が行はれ、土地の價格を査定し、其の價格に對して三種の證券を發行する組織を立てんがために委員會を組織し、之に依つて當時金銀貨の缺乏したりし不便を補はんとしたのであるが、此の計畫は實行に至らずして止んだ。ジョン・ローは其後又佛蘭西に於て此に類似の計畫を立て、國家の保護の下に特種銀行を設立し、土地に依つて保障されたる證券を發行し、國家の財務をも取扱ふに至つたが、ジョン・ローの没落と共に此等のものも崩潰に歸して了つた。獨逸に於ては七年戰爭後、地主救済の方法として、柏林の商人ビュリーツング(Bürging)なる者が、ジョン・ローの計畫に倣つて一大中央土地銀行設立の案を立てたが、此の提案はフリードリッヒ大王に容れられなかつた。其後十八世紀の後半(一七六九年八月二十九日)に於て、シュレジエ州に土地金融機關(alte Landschaften)の成立を見るに至り、其の債券は或る場合には通貨の代用をなした。

佛蘭西に在つては彼の大革命の際に、單純に土地を基礎として紙幣の發行を見るに至り、硬貨が革命の不安のために市場より姿を隠すに至りし結果として、土地證券が硬貨の代用として抵當證券の性質を以て發行せられ“Assignats”と稱せられた。此の Assignats は五分利附であつて、一七九〇年には法貨とせられたが、濫發の結果漸次世の信用を失ふに至つた。斯くして一七九三

年には政府は之を廢して、其の代りに "mandat territoriaux" と稱せらるゝ同様の土地證券を發行した。兩者の異なる所は、前者は國有地の買得に際して通貨として用ひらるゝに過ぎざるに反して、後者は之に依つて所持者が直ちに國有地の所有を得るものとせられた點に在る。然れども此の改正も何の効果をも奏せず、一七九七年に至つては此紙幣は凡て無効とせられるに至つたのである。(以上、河田博士著農業經濟學五七八頁―五八二頁參照)

丁抹に於ては一八一三年に皇帝フリードリッヒ第六世が、奈翁戰爭の結果死地に陥れる丁抹の財政を救済せんがために、國內の凡ての土地に對して、其價格の百分の六の課税をなし、此を基礎として紙幣を發行する "Rigsbank" (帝國銀行) を設立したが、此の企畫は頗る功を奏し、既に五年後の一八一八年には "National Bank" となり、能く丁抹の經濟生活を指導して今日に至つたのである。(註)

(註) 丁抹は奈翁戰爭の際に佛蘭西に加擔せしため、奈翁亡落後一八一四年一月十四日のキールの媾和條約に依つてノールウエーを瑞典に、ヘルゴ島を英國に割讓せざるべからざるに至り、其の領土の約五分の四を失つた。殊に開戦以來費やせし莫大なる戦費のために國庫の缺乏を來たせしのみならず、奈翁の大陸封鎖は丁抹の貿易を萎微不振ならしめ、其結果丁抹政府は國家破産を宣すべきか、或は貨幣經濟を全く新しい基礎の上に置くべきか、二者一を擇ばざるべからざるに至つたのであるが、此の時フリードリッヒ第六世が窮餘の一策として設立したのが "Rigsbank" である。當時丁抹の貨幣銀行制度の紊亂、財政經濟上の不遇の地位は全く大戦後の獨逸に髣髴するものであつた。

獨逸に於て今回設立されたレンテン銀行は、大體に於て其の範を此の丁抹の Rigsbank に採つ

1) vgl. „Eine Rentenbank vor 110 Jahren,“ Berliner Illustrierte Zeitung, 1923, Nr. 49.
J. Schoenthal: „Rentenbank und Rentenmark“ 1924, S. 1 ff.

たのである。即ちルール紛争に對する失政に由つて遂に桂冠のやむなきに至つたクローノー内閣 (Cuno=Becker=Hermes 内閣) に代つて立つたストレーゼマン (Stresemann) 内閣は此の紊亂せる獨逸の財政金融の救済を以て施政の第一義とした。即ち氏は組閣早々、獨逸を破滅より救ふは馬克の安定を圖る以外に手段なきことを觀破して、種々の新らしき財政政策を樹立した。

當時下院議員にして、貨幣銀行論の大家たるヘルフェリッヒ (Helferich) 氏の新貨幣制度に關する提案があつた。即ち氏は上述の丁抹の Bigbank の制度を參酌し、當時獨逸經濟界の重立つた人々の保障の本に一つの本位銀行を設立し、之には一方農業及び其の同系の企業者と、他方商工業者が同じ割合に參加し、裸麥の價格 (Roggenpreis) を基礎として “Roggenmark”、ロッケン馬克なる新貨幣を發行し、以て貨幣價值の安定を得んと欲した。而して氏は四十億ロッケン馬克の銀行資本金に相當せしめるために、課税額を一九二三年の軍備擴張税の際に評定された財産價格の百分の五とせんとすの意嚮であつた。然し氏の提案は新貨幣ロッケン馬克の基礎として用ゐらるゝ Roggenpreis なるものが、常に變化動搖するものなるを以て、本位貨幣を投機的濫用の危険に置くものなりとの理由の下に政府の採用する所とならなかつた。

然るに當時大藏大臣たりしヒルファーディング (Hilferding) 氏は大體に於てヘルフェリッヒ氏の提案に基き “Roggenmark” の代りに “Bodenmark” を採用し、又ヘルフェリッヒ氏の百分の五課税案は恐らく市場に餘りに多くの貨幣を齎し、通貨膨脹の危険を再び惹起すべきものとなし、約貳拾四億馬克の銀行資本金に相當すべく課税率を百分の三とせんと欲した。其後ルーター

1) vgl. die Darlegungen in der „Neue Preussischen Zeitung“ vom 14. Sept. 1923, Nr. 425.

(Luther) が大藏大臣となるや “Bodenmark” は佛蘭西革命當時の “Assignats” 又は “mandat territoriaux” に似通へるが故に、“Rentenmark” なる名稱を用ゐ、又課稅率を百分の四となすべしとの建言を採用し、參拾貳億レントン馬克を以て銀行の基本準備金とするに至つた。斯くして一九二三年一〇月一三日非常大權法の制定發布せらるゝを待ち、之に基きて同年同月一五日獨逸レントン銀行設立法の公布を見るに至つたのである。

第二、獨逸レントン銀行の基礎

一 獨逸レントン銀行の設立と法的基礎

獨逸レントン銀行は獨逸帝國の法律即ち一九二三年一〇月一三日の非常大權法 (Ermächtigungsgesetz) 並に之に基きて制定せられし同年一〇月一五日の獨逸レントン銀行設立法 (Die Verordnung über die Errichtung der Deutschen Rentenbank = Rbv.) に由つて設立せられたのであるが、此他同年十一月一七日及び同年十二月一七日に制定發布せられた獨逸レントン銀行法施行規定 (Die Durchführungsbestimmungen der Deutschen Rentenbank = D.I. und D.II.) 並に獨逸レントン銀行設立法第三條に基き創立者に依つて確定せられた獨逸レントン銀行の定款 (Satzung der Deutschen Rentenbank) がある。

然し獨逸レントン銀行は獨逸政府の設立せし銀行ではない。其の創立者は、獨逸經濟界の代表者即ち一方農、林、園藝的企業の代表者と、他方商、工、銀行業の代表者であつて、銀行の營業、

管理、役員の任命等に就いては、何等政府の干渉を受くることなく、唯總裁の撰任及び定款變更の際に、政府の認許を要するに過ぎない。

獨逸レンテン銀行の法律上の性質は一種の組合であつて、私法人格を有するものである。(Vgl.

§ 1. D.L. und § 11 Rbv.)

獨逸レンテン銀行は租税上特權を有し、交通税(例へば Stempelsteuer, Umsatzsteuer 等)を除く外、凡て帝國並に地方自治團體の所得税及び財産税納付の義務並に商業登記簿に登記するの義務を免除されてゐる。

二 資本金

(甲) 資本金

獨逸レンテン銀行の資本金は總額三二億レンテシ馬克の基本準備金であつて、その半額(一六億レンテン馬克)は農、林、園藝業者より、他の半額(一六億レンテン馬克)は商、工、銀行業者より據出せらる。此の據出は彼等が各自の土地若くは經營に負課せらるゝ持分債務を承認すると否とに拘らず、法律に依つて強制せられてゐる。

但し全帝國に對して理論上有効であるべきレンテン銀行設立法が、ラインランド又はルール地方に於ける守備權方からも事實上認容せらるゝか否やの問題に就いては、今尙ほ未解決であるが、若し被占領地域に對して認容されない場合には、銀行の資本金を適當額だけ低減せざるべからざるか否や、又幾何額低減すべきやの問題が起る。乍去、此の三二億馬克は土地及び經營を非

常に低く評價した時の額であつて、實際に於て只農業上の課税總額として生じた所のものであり、且つ又、都市の家屋所有者並に該銀行法實施後に新に設立せられし商工經營者も、同じくレントン銀行の持分債務者たらざるべからざるが故に、銀行の基礎鞏固の點に於ては何等顧慮するを要しないのである。

(乙) 資本構成

(A) 土地債務 (Grundschulden) 獨逸レントン銀行は農、林、園藝業者の側から、彼等の銀行に對する參加義務より生ずる所の土地債務を得る。此の土地債務の額は其の土地が戰前(一九一三年)軍備擴張税 (Wehrbeitrag) 徵集の際に評價せられし價額の百分の四(4%)に該當する。實際に於ては一九二三年八月一日の經營税法 (Betriebssteuergesetz) に由る土地課税が適用せらるる所の土地に對して Wehrbeitragwert の百分の四を負擔してゐる。

此の土地債務は土地に對する凡て他の課税に優先し、レントン銀行よりは責任を解除せらるゝことなく、五箇年經過後に於て債務者から解除し得らるゝことになつて居る。但し債務者は金若しくは外國貨幣を銀行に委付することによつて、責任解除期間前に債務を免かれることが能きる。(vgl. § 2. D.H. und § 44. D.L.) レントン銀行は此の土地債務に基き、各債務者の土地の強制管理又は強制競賣の際に參加債権者として有効であり又其の權利を行使し得る。

(B) 金債務證書 (Goldschuldverschreibungen) 商、工、銀行業者も亦レントン銀行に對して農林、園藝業者の負擔する土地債務と同額の債務を負擔する。此の債務は一つの代償金であつて、

商、工、銀行業者は之に對して金債務證書を振出すことを要する。若し彼等の經營に土地が所屬する場合には、其の土地は土地債務を免かれ、彼等は其の經營財産の標準に従つて債務證書を振出すやう規定されて居る。(vgl. § 9. Abs. 2. Rbv. und § 21. D.I.) 詳細は次章に譲る。

(丙) 利息支拂の義務 土地債務並に金債務證書は年六分(6%)の利息を支拂ふことを要す。利息の支拂時期は毎半年即ち四月一日及び十月一日とし、第一回の支拂期日は一九二四年四月一日とす。此の利息は金基礎の上に計算せられ、その元本と等しく金拘束力を有し、金價値に従つてレントン馬克を以て支拂ふ。利息の支拂期間は一週間とし、支拂場所は債務者所管の財務署とす。レントン銀行と其の持分債務者とは全く直接の關係に立たない。蓋し土地債務並に金債務證書の振出及び徵集、利息の取立等に關して財務官廳の中介あるを以て、ある。

三 レンテンブリーフ (Rentenbrief)

獨逸レントン銀行は法律に由つて得たる土地債務及び金債務證書を保障としてレントンブリーフを振出す。此のレントンブリーフは五〇〇金馬克若くは其倍數額より成り、年五分(5%)の利息を支拂ふ。而して之は假令レントン銀行が清算をなさざるべからざるに至るが如きことあるも、五箇年間は其の責任を解除し得ないものである。レントン銀行の清算若くは破産の場合に於て、レントンブリーフ所持人の請求權は凡て他の債權に優先し、レントン銀行が土地債務並に金債務證書の形式に於て領有する所の不動格的資本に對して抵當權を設定する。即ちレントンブリーフは法律上抵當證券として取扱はるべきものである。レントンブリーフはそれが保障たる土地債務及

び金債務證書の増減と共に増減すべきものであつて、其の發行額は常に土地債務及び金債務證書の總計額と一致することを要する。

四 レントン銀行券並にレントン布

レントン銀行はその振出したるレントンブリーフを基礎として、同額迄のレントン銀行券を發行し得る。發行されたるレントン銀行券は年五分利附のレントンブリーフによつて、更に進んではレントン銀行の不動搖的財産たる土地債務及び金債務證書によつて完全に保障される。

レントン銀行券 (Rentenbankschein) の價值單位はレントン馬克 (Rentenmark) であつて、一レントン馬克を百レントン布 (Rentenpfennig) に分る。

レントン布は貨幣鑄造に關する布達に準して一、二、五、一〇、及び五〇レントン布の額面價額に鑄造せらる。而して差當り六千萬レントン馬克の布貨が準備せられたが、此の額は獨逸政府とレントン銀行との合意に依りて、人口の一人宛り2 $\frac{1}{2}$ 馬克に相當する所の一億五千萬レントン馬克まで嵩めることが能きる。

レントン布はレントン銀行貨幣 (Rentenbankgeld) と云ふよりは寧ろ帝國貨幣 (Reichsgeld) と云ふ方が適當である。何となればレントン銀行は單なる發券銀行であつて、貨幣鑄造に關する權利を賦與されてゐない。レントン布は又レントンブリーフに依つて保障されてゐないのである。

公の金庫はレントン銀行券を收受すべき義務あるも、レントン銀行券は強制通用力を有する所の法貨ではない。(註)

(註) レンテン銀行券には Geldzeichen に関する規定並に Bankgesetz § 24 Abs. 2, 3, § 25, § 59 Abs. 1-3. の適用がある。(§ 14, Rhv.)

一定額以上(五〇〇馬以上)のレンテン銀行券を所持する者は、何時にても之をレンテン銀行に交附して、次の期間より利息が支拂はるゝ所のレンテンブリーフと引換へることを得る。此の方法に依つてレンテン銀行に還來つたレンテン馬克紙幣は、その對價としてレンテンブリーフが再び銀行に還來らざる限り發行し得ないことになつてゐる。例へば二十四億のレンテン馬克紙幣が發行せられたとするならば、之が保障として同價額だけのレンテンブリーフが銀行に保有されてある譯である。今若し、四億券面額だけのレンテンブリーフがレンテン馬克紙幣に引換られたとするならば、銀行はそれだけ保障を失つたことになるから、同額のレンテン馬克紙幣は之を發行することが能きない。若し支拂要具の缺乏又は其他の理由からしてレンテンブリーフの所持人がそのブリーフを賣出し、之が銀行の手に還來りた時初めてそれと同額のレンテン馬克紙幣が再び市場に其の姿を表はすのである。

レンテン馬克の計算價値として $\frac{1}{2790}$ Kilogramm Feingold が用ゐられる。

レンテン馬克が金馬克の價値を有するは、その保障の形式及び方法に因るのである。(未完)